

広島港台風等対策委員会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 公益財団法人海上保安協会広島支部(以下「支部」という。)細則第22条の規定に基づき、支部に広島港台風等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本会は、広島港(港則法(昭和23年 法律第174号)第2条に定める港をいう。以下同じ。)及び港界付近において、台風、発達した低気圧及び津波(以下「台風等」という。)により、海難その他災害の発生が予想される場合、これに備え、災害を防止し、船舶等の安全確保に寄与することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、広島港に関係のある行政機関、団体及び企業をもって構成し、委員は、公益財団法人海上保安協会広島支部長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員が互選した者とする。
- 3 委員長は、議事その他、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

(顧問)

第4条 委員会への意見や助言を得るため顧問若干名を置き、公益財団法人海上保安協会広島支部長が委嘱する。

(定例委員会)

第5条 委員長は、次の各号を実施するため、原則として、毎年5月に定例委員会を開催する。

- (1) 台風等による災害の防止のための会則の改正、又は確認に関すること。
- (2) 台風等により、船舶が受けることが予想される災害の防止に資する事項の周知及び知識の向上に関すること。
- (3) 委員会の運営に関すること。

(臨時委員会)

第6条 委員長は、台風等が発生し次の各号について検討する必要があると認めると

き、又は広島港長（以下「港長」という。）から要請があったときに、臨時委員会を開催する。

- (1) 台風等による港内在泊船への影響
- (2) 警戒態勢の発動時期
- (3) 港外へ避難する船舶の秩序維持
- (4) 災害防止に必要な事項の関係者への周知
- (5) その他船舶等の安全対策に必要な事項

2 委員長は、台風等の発生場所等により臨時委員会を開催する時間的余裕がないと判断したときは、臨時委員会の開催を省略し、船舶等の安全対策について港長と協議し、決定することができる。

第2章 台風及び発達した低気圧対策

（台風及び発達した低気圧災害防止要領）

第7条 避難勧告その他台風災害防止に関する要領については、港長と協議して別途定める。

第3章 津波対策

（津波災害防止要領）

第8条 避難勧告その他津波に関する要領については、港長と協議して別途定める。

第4章 雑則

（事務）

第9条 委員会の事務は、広島海上保安部交通課が行う。

附 則

- 1 この会則は、平成20年6月5日からこれを施行する。
- 2 この会則は、平成22年7月1日からこれを施行する。
- 3 この会則は、平成25年6月3日からこれを施行する
- 4 この会則は、平成26年6月26日からこれを施行する。